

施設長の研修義務化及び資格要件省令化について

資料4

1 現行の施設長の資格要件

- 社会的養護の施設の施設長の資格要件については、児童自立支援施設を除き、児童福祉施設最低基準（厚生労働省令）に規定がない。
- 昭和53年の局長通知により、資格要件は、
 - ① 社会福祉主事任用資格を有する者
 - ② 児童福祉司任用資格を有する者
 - ③ 児童福祉事業（本庁児童担当課を含む）に2年以上従事した者
 - ④ 全国社会福祉協議会「社会福祉施設長資格認定講習課程」修了者となっている。
- 一方、特別養護老人ホーム、障害者支援施設、婦人保護施設等の施設長については、資格要件が省令に規定されている。
例えば、特別養護老人ホームでは、①社会福祉主事資格者、②社会福祉事業に2年以上従事した者、③全社協講習修了者とされている。また、婦人保護施設では、①社会福祉主事資格者、②社会福祉事業に3年以上従事した者とされている。

(参考)

- 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）
（職員の資格要件）

第五条 特別養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

- 婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準（平成十四年三月二十七日厚生労働省令第四十九号）
（施設長の資格要件）

第九条 施設長は、施設を運営する能力と熱意を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- 一 三十歳以上の者であって、社会福祉主事の資格を有するもの又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に三年以上従事したものであること。
- 二 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。
- 三 心身ともに健全な者であること。

2 社会的養護の施設長の研修義務化と資格要件省令化の必要性

○施設長の監護権と親権との関係の明確化や、親権停止制度の新設等を行う「民法等の一部を改正する法律」が本年5月27日に成立し、施設長の役割がますます重要となる。法案の国会審議においても、施設長の研修義務化や、資格要件についての指摘があった。

※この法律により、児童福祉法が改正。現行法では、施設長は入所中の児童の監護等に関し必要な措置を採ることができる旨規定されているが、改正後は、施設長が監護等の措置を採る場合に、親権者は不当な主張をしてはならない旨を規定。

※また、民法改正により、親権停止制度が新設。施設に入所中の児童等の親権者が親権停止されたためいない場合、児童福祉法の規定により、施設長が親権代行を行うこととなる。

○また、社会的養護の施設では、被虐待児等が増加し、施設運営の質の向上が求められており、施設長の役割は大きい。

○このため、施設長の研修義務化と施設長資格要件の最低基準への位置付けを検討する必要。

3 具体的内容（案）

○既に施設長資格要件が最低基準に定められている児童自立支援施設の要件を参考に検討する。

○実務経験の要件については、家庭裁判所からの送致があるなど特別の位置付けがある児童自立支援施設では、5年以上を求めているが、他の社会的養護の施設では、幅広い人材を集めるため、例えば、2年以上あるいは3年以上とすることが考えられる。（現行通知による2年、あるいは婦人保護施設における3年を参考）

○一方、施設長就任時のみならず、2年に1回以上の研修の義務化が考えられる。

また、この研修は、厚生労働大臣が指定する団体(施設種別ごとの団体)が行うこととし、その団体が行う施設長の全国大会、研究協議会等に合わせて行うことが考えられる。

○また、実務経験がない者でも、現在局長通知により行われている全国社会福祉協議会が行う施設長講習修了により資格要件を満たす仕組みも、引き続き維持することが考えられる。

研修義務化と資格要件省令化の検討イメージ(案)

現行の施設長資格要件(昭和53年局長通知)	乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設 施設長資格要件の検討イメージ	児童自立支援施設 施設長資格要件(最低基準81条)
施設長は、次の①～④のいずれかに該当する者とする。	施設長は、次の①～④のいずれかに該当する者で、厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けたものとする。	施設長は、次の①～④のいずれかに該当する者で、国立武蔵野学院が行う研修を受けたものとする。
	① 精神保健又は小児保健に学識経験を有する医師 (注)乳児院は「小児保健」	① 精神保健に学識経験を有する医師
	② 社会福祉士	② 社会福祉士
①児童福祉事業(本庁児童担当課を含む)に2年以上従事した者	③ その施設と同じ種別の施設に3年以上勤務した者	③ 児童自立支援事業に5年以上(国立武蔵野学院講習修了者は3年以上)従事した者
②社会福祉主事資格者 ③児童福祉司資格者 ④全国社会福祉協議会の施設長講習課程を修了した者	④ ①～③と同等以上と都道府県等が認める者で、次のイロハの期間の合計が3年以上のもの又は全国社会福祉協議会の施設長講習課程を修了したもの イ 児童福祉司資格者にあつては、児童福祉事業(本庁児童担当課を含む)の従事期間 ロ 社会福祉主事資格者にあつては、社会福祉事業の従事期間 ハ 社会福祉施設の勤務期間(イ又はロの期間を除く。)	④ ①～③と同等以上と都道府県等が認める者で、次のイロハの期間の合計が5年以上(国立武蔵野学院講習修了者は3年以上)のもの イ 児童福祉司資格者にあつては、児童福祉事業(本庁児童担当課を含む)の従事期間 ロ 社会福祉主事資格者にあつては、社会福祉事業の従事期間 ハ 社会福祉施設の勤務期間(イ又はロの期間を除く。)
	また、施設長は、2年に1回以上、厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。	左と同様のものを加える。

【社会福祉主事の資格要件】

- ① 大学において、厚生労働大臣が指定する社会福祉に関する科目(※)を修めて卒業した者
- ② 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- ③ 社会福祉士
- ④ 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
- ⑤ ①～④と同等以上の能力を有すると認められる者(精神保健福祉士)

※指定科目(次の指定科目のうちいずれか3科目以上の履修が必要)

社会福祉概論、社会福祉事業史、社会福祉援助技術論、社会福祉調査論、社会福祉施設経営論、社会福祉行政論、社会保障論、公的扶助論、児童福祉論、家庭福祉論、保育理論、身体障害者福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、老人福祉論、医療社会事業論、地域福祉論、法学、民法、行政法、経済学、社会政策、経済政策、心理学、社会学、教育学、倫理学、公衆衛生学、医学一般、リハビリテーション論、看護学、介護概論、栄養学、家政学

【児童福祉司の資格要件】

- ① 厚生労働大臣の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校(※1)その他の施設を卒業し、又は厚生労働大臣の指定する講習会の課程を修了した者
- ② 大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設等において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの
- ③ 医師
- ④ 社会福祉士
- ⑤ 社会福祉主事として、二年以上児童福祉事業(※2)に従事した者
- ⑥ ①～⑤と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの(※3)

※1 国立秩父学園附属保護指導職員養成所養成部児童指導員科、 国立武蔵野学院附属教護事業職員養成所養成部、
上智社会福祉専門学校社会福祉専門課程児童指導員科

※2 児童福祉施設の職員、児童相談所の職員、本庁児童担当課の職員として携わった児童福祉分野の事業

※3 厚生労働省令で定めるものの例

- ・ 大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院への入学を認められた者であつて、指定施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務(以下「相談援助業務」という。)に従事したもの
- ・ 大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの
- ・ 社会福祉士となる資格を有する者
- ・ 社会福祉主事たる資格を得た後、社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間もしくは児童相談所の所員として勤務した期間の合計が二年以上である者
- ・ 社会福祉主事たる資格を得た後三年以上児童福祉事業に従事した者